



平成 25 年 7 月 30 日

各 位

東京都品川区東品川四丁目 12 番 8 号
株 式 会 社 S J I
代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 李 堅
(J A S D A Q : 2 3 1 5)

問 合 せ 先 :
常務執行役員 コーポレート統轄本部長 大槻 二郎
TEL 03-5769-8200 (代表)

監査契約の合意解除と一時会計監査人の選任に関するお知らせ

本日、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人との間で監査及び四半期レビュー契約解除について合意に至り、新日本有限責任監査法人と当社は監査契約を合意解除することとなりました。これに伴い、本日開催の監査役会において、会社法第346条第4項及び第6項の規定に基づき、一時会計監査人の選任を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。また、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う公認会計士等の異動につきましても同様であります。

記

1. 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社では、当社の重要子会社である中訊軟件集團股份有限公司（英文名：SinoCom Software Group Limited 以下、「SinoCom」といいます。）の子会社で発生した内部統制不備に関わる SinoCom 監査委員会（独立董事3名で構成）の調査実施により、SinoCom の会計監査人である Deloitte Touche Tohmatsu の監査が未了となっており、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人の平成 25 年 3 月期の監査が未了となっておりました。

新日本有限責任監査法人には、引き続き SinoCom 等の海外子会社についても随時監査を実施して頂いておりましたが、この度、SinoCom の会計監査人である Deloitte Touche Tohmatsu の監査が出てから、新日本有限責任監査法人が当社の監査報告を提出するには、SinoCom を子会社化した 2012 年 7 月以降の企業集団内での資金の流れについて一部見解の相違が解消できないなど、新日本有限責任監査法人内部での様々な調整・折衝を含めた最終判断にお時間を要するとのことでした。そのため、当社は新日本有限責任監査法人に対し、合意解約を申し入れ、協議した結果、監査契約を解除することで合意にいたりました。

他方、これとは別に、当社としては、平成25年7月中旬から、より機動的に迅速な対応が可能な監査法人にも打診し、新たな会計監査人の選定を進めてまいり、紀尾井町公認会計士共同事務所より一時会計監査人 就任の内諾を得たため、平成25年7月30日開催の監査役会において、紀尾井町公認会計士共同事務所を一時会計監査人に選任いたしました。

2. 異動年月日

平成25年7月30日

3. 就退任する公認会計士等の概要

(1) 就任する公認会計士等の概要

名 称：紀尾井町公認会計士共同事務所
所 在 地：東京都千代田区平河町2丁目8番10号 宮川ビル
公認会計士 市島 幸三
公認会計士 吉野 直樹

日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度における登録状況：準登録事務所名簿に掲載されております。

(2) 退任する公認会計士等の概要

名 称：新日本有限責任監査法人
所 在 地：東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル
業務執行社員：公認会計士 斉藤 浩史
公認会計士 中川 政人
公認会計士 石井 広幸

4. 退任する公認会計士等の直近における就任年月日

平成24年7月2日

5. 退任する公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等

適正意見を受領しており、該当事項はありません。

6. 1. に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する公認会計士等の意見

会計監査人の意見等について現在準備中との事であり、入手次第追って開示いたします

7. 退任する公認会計士が、6の意見を表明しない理由及び退任する公認会計士等に対し、意見の表明を求める

上記6. の通り、退任する会計監査人より意見等を入手する予定であります

8. 今後の見通し

当社といたしましては、平成26年6月開催予定の定時株主総会において、新たな会計監査人を選任する予定であります

以上